

労災保険 レベルアップ講座

～認定基準・併合加重・判例～

本試験で頻出ですが、正誤判断に迷いやすい重要論点を一問一答のQ & A形式で学習します。近年の出題傾向を踏まえ、間違いやすい箇所を自分で説明できるレベルまで引き上げて、着実な得点力の向上を目指します。

社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)



テーマ1 業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準

問1 この認定基準の基本的な考え方において、業務による「過重負荷」は脳・心臓疾患の発症にどのように関与すると説明されていますか。

解答例1 脳・心臓疾患は本来、血管病変等が自然経過をたどって発症するものですが、**業務による明らかな過重負荷**が加わることで、その**自然経過を超えて**著しく増悪し、発症に至ることがあると説明されています。このように**業務が相対的に有力な原因**となって発症した場合に、**業務に起因する疾病**として取り扱われます。

問2 本認定基準の対象疾病となる「虚血性心疾患等」に分類される疾病を3つ挙げてください。

解答例2 虚血性心疾患等に分類される疾病には、「**心筋梗塞**」「**狭心症**」「**心停止（心臓性突然死を含む）**」「**重篤な心不全**」「**大動脈解離**」があります（このうち3つを挙げれば正解）。

問3 業務に起因する疾病として脳・心臓疾患が認定されるための認定要件とは何ですか。

解答例3 認定要件は、(1)発症前の長期間にわたる著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務（**長期間の過重業務**）への就労、(2)発症に近接した時期の特に過重な業務（**短期間の過重業務**）への就労、(3)発症直前から前日までの間の発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る「**異常な出来事**」への遭遇です。これらの**いずれかの業務による明らかな過重負荷**を受けたことが認定要件となります。

問4

「長期間の過重業務」を評価する際の「評価期間」はどのくらいの長さですか。また、その期間よりも前の業務はどのように扱われますか。

解答例4 「**長期間の過重業務**」を評価する際の評価期間は、原則として**発症前おおむね6か月間**です。なお、発症前6か月より前の業務については、疲労の蓄積に係る業務の過重性を評価する際の**付加的要因**として考慮されます。

問5

業務の過重性の具体的な評価における労働時間の評価のうち時間外労働の時間数に関して、業務と発症との関連性が「強い」と評価される具体的な基準を2つ挙げてください。

解答例5 業務と発症との関連性が強いと評価される基準は、(1)発症前**1か月間**におおむね**100時間を超える**時間外労働が認められる場合、(2)発症前**2か月間ないし6か月間**(複数月平均)にわたって、**1か月当たり**おおむね**80時間を超える**時間外労働が認められる場合です。なお、ここでいう時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数です。

問6

業務の過重性の具体的な評価のうち「勤務時間の不規則性」という評価の負荷要因には、どのような不規則な勤務が含まれますか。そのうち3つを挙げてください。

解答例6 「**勤務時間の不規則性**」には、「**拘束時間の長い勤務**」「**休日のない連続勤務**」「**勤務間インターバルが短い勤務**」「**不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務**」が含まれます(このうち3つを挙げれば正解)。なお、このうち、「**勤務間インターバルが短い勤務**」について、長期間の過重業務の判断に当たっては、睡眠時間の確保の観点から、**勤務間インターバル**がおおむね**11時間未満**の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価することとされています。

問7

「短期間の過重業務」の評価において、特に重要視されるのはいつ行われた業務ですか。また、その評価期間はどのくらいの長さですか。

解答例7 「**短期間の過重業務**」の評価では、発症に近ければ近いほど影響が強いと考えられるため、まず**発症直前から前日まで**の間の業務が特に重要視されます。評価期間は、**発症前おおむね1週間**とされています。なお、ここで、発症前おおむね1週間より前の業務については、原則として長期間の負荷として評価しますが、発症前1か月間より短い期間のみに過重な業務が集中し、それより前の業務の過重性が低いために、長期間の過重業務とは認められないような場合には、発症前1週間を含めた当該期間に就労した業務の過重性を評価し、それが特に過重な業務と認められるときは、短期間の過重業務に就労したものと判断します。